

令和 3 年

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和3年第3回定例教育委員会日程

- 日 時 令和3年3月25日(木) 午後2時から
- 場 所 教育委員会大会議室
- 日程第1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘
- 日程第2 議 案
- 議案第1号 我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の
制定について (総務課)
- 議案第2号 我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規
則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)
- 議案第3号 我孫子市学校給食施設整備方針の策定について
(別冊) (学校教育課)
- 議案第4号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示
の制定について (生涯学習課)
- 議案第5号 我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則
の一部を改正する規則の制定について(文化・スポーツ課)
- 議案第6号 市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員
の委嘱について (文化・スポーツ課)
- 議案第7号 我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正す
る規則の制定について (生涯学習課)
- 日程第3 諸 報 告
- 日程第4 議 案
- 議案第8号 我孫子市教育委員会人事異動について (総務課)

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規 則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 11
議案第 3 号	我孫子市学校給食施設整備方針の策定について (別冊)	・ ・ ・ ・ 13
議案第 4 号	我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示 の制定について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 5 号	我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則 の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 16
議案第 6 号	市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員 の委嘱について	・ ・ ・ ・ 18
議案第 7 号	我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正す る規則の制定について	・ ・ ・ ・ 21
議案第 8 号	我孫子市教育委員会人事異動について (別冊・当日配付)	・ ・ ・ ・ 23

議案第 1 号

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市文書管理規程の見直しに伴い、起案の例外として電子決裁による起案を規定するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会文書管理規程（平成7年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この<u>訓令</u>において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電子決裁</u> <u>電子的方式により文書を回議し、決裁を受けることをいう。</u></p> <p>(文書責任者の設置)</p> <p>第4条 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第10条に規定する課及び担当</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この<u>規程</u>において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電子署名</u> <u>電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。</u></p> <p><u>イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。</u></p> <p>(文書責任者の設置)</p> <p>第4条 我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）第10条に規定する課及び担当</p>

並びに同規則第13条第1号に規定する公民館、同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第6号に規定する教育研究所（以下「課等」という。）に、文書責任者を置く。

2 文書責任者は、前項に規定する課等の長をもって充てる。

（文書処理年度）

第10条 文書処理年度は、法規文書、公示文書及び訓令 にあつては 暦年により、その他の文書 にあつては 会計年度による。ただし、文書主管課長が特に必要と認めるときは、暦年によることができる。

（文書の配布）

第12条 略

(1)及び(2) 略

(3) 書留、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物（以下「特殊郵便物」という。）を配布する場合は、特殊文書交付簿（様式第1号）に必要事項を記載し、受領印を徴するものとする。この場合において、特別送達 にあつては、受領の時刻を明確に記載し、取扱者の確認印を押さなければならない。

(4) 略

並びに同規則第13条第1号に規定する公民館、同条第2号に規定する図書館、同条第3号に規定する鳥の博物館及び同条第5号に規定する教育研究所（以下「課等」という。）に、文書責任者を置く。

2 文書責任者は、前項に規定する課等の長 （担当にあつては主幹） をもって充てる。

（文書処理年度）

第10条 文書処理年度は、法規文書、公示文書及び訓令 にあつては 暦年により、その他の文書 にあつては 会計年度による。ただし、文書主管課長が特に必要と認めるときは、暦年によることができる。

（文書の配布）

第12条 略

(1)及び(2) 略

(3) 書留、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物（以下「特殊郵便物」という。）を配布する場合は、特殊文書交付簿（様式第1号）に必要事項を記載し、受領印を徴するものとする。この場合において、特別送達 にあつては、受領の時刻を明確に記載し、取扱者の確認印を押さなければならない。

(4) 略

2 略

3 文書責任者は、所属職員に対し、
電子メールの到着の有無について、
1日1回以上確認させなければならない。

(文書の起案)

第18条 略

2及び3 略

4 電子決裁による起案であって、文書主管課長が特に必要と認めるものについては、前3項(第1項第2号及び第3号を除く。)の規定を適用しないことができる。

(起案文書の審査)

第21条 起案文書は、その課等の文書責任者(我孫子市教育委員会職務権限規程(平成元年(教)訓令第2号)第26条の規定により専決事項の委譲を受けた職員があるときは、当該職員。第56条第1項において同じ。)
の審査を受けなければならない。

2 略

(審査の基準)

第22条 略

(1) 略

(2) 行政的観点

アからウまで 略

エ 慣例や前例はどうなっているか。また、これらにとらわれすぎていないか。

2 略

3 文書責任者は、所属職員に対して
は電子メールが到着しているか、1
日1回以上確認させなければならない。

(文書の起案)

第18条 略

2及び3 略

(起案文書の審査)

第21条 起案文書は、その課等の文書責任者の審査を受けなければならない。

2 略

(審査の基準)

第22条 略

(1) 略

(2) 行政的観点

アからウまで 略

エ 慣例や前例はどうなっているか。また、これらにとらわれすぎていないか。

オからキまで 略

(3) 略

(決裁の区分)

第24条 決裁の区分は、我孫子市教育委員会職務権限規程の定めるところによる。

(合議等)

第25条 略

(1) 教育長の決裁を受ける文書で、同一部内において他の課等に関するものは、順次所管課長、関係課長及び所管部長を経て決裁を受けること。

(2)から(5)まで 略

2 略

(合議文書の意見及び改正の通知等)

第26条 略

2 略

3 合議を経た文書でその要旨を改正したときは、合議先に承認を求め、廃案になったときは、その旨を合議先に通知しなければならない。

4 略

(発信者名)

第31条 略

2 教育委員会（市内小学校及び中学校を含む。）の組織内に伝達する文書にあつては、特に定めるものを除き、職制名を用いる。

オからキまで 略

(3) 略

(決裁の区分)

第24条 決裁の区分は、我孫子市教育委員会職務権限規程(平成元年(教)訓令第2号)の定めるところによる。

(合議等)

第25条 略

(1) 教育長の決裁を受ける文書で、同一部内において他の課に関するものは、順次所管課長、関係課長及び所管部長を経て決裁を受けること。

(2)から(5)まで 略

2 略

(合議文書の意見及び改正の通知等)

第26条 略

2 略

3 合議を経た文書でその要旨を改正したときは、合議先に承認を求め、廃案になつたときは、その旨を合議先に通知しなければならない。

4 略

(発信者名)

第31条 略

2 教育委員会（市内小学校及び中学校を含む。）の組織内に伝達する文書にあつては、特に定めるものを除き、職制名を用いる。

(公印の押印)

第32条 対外文書（紙に記されたものに限る。）には、我孫子市教育委員会公印規則（平成15年（教）規則第2号）の定めるところにより公印を押印し、決裁済文書との間に契印を押さなければならない。ただし、次に掲げる文書にあっては公印及び契印の押印を、同規則第12条第1項の電子公印を打ち出した文書にあっては契印の押印を省略することができる。

(1)から(3)まで 略

2 略

(対外文書発送の手続)

第33条 対外文書を発送しようとするときは、所管課において発送に必要な包装及び第35条第1号及び第2号に規定する処理を行った上で、午後3時までに市長事務部局文書主管課に依頼しなければならない。

2 略

(文書の保管)

第41条 略

2 電磁的記録による文書（情報処理システムにより管理する文書を除く。）は、グループウェアのファイルサーバ内において保管するものとする。ただし、画像等これによることが困難な場合においては、パーソ

(公印の押印)

第32条 対外文書（紙に記されたものに限る。）には、我孫子市教育委員会公印規則（昭和50年（教）規則第2号）の定めるところにより公印を押印し、決裁済文書との間に契印を押さなければならない。ただし、次に掲げる文書については、公印及び契印の押印を省略することができる。

(1)から(3)まで 略

2 略

(対外文書発送の手続)

第33条 対外文書を発送しようとするときは、所管課において発送に必要な包装及び第35条第1号及び第2号に規定する処理を行った上で、午後4時までに市長事務部局文書主管課に依頼しなければならない。

2 略

(文書の保管)

第41条 略

2 電磁的記録による文書は、グループウェアのファイルサーバ内において管理するものとする。ただし、画像等これによることが困難な場合においては、パーソナルコンピュータ内において、ファイリングシステ

ナルコンピュータ内において、ファイリングシステムの例によりフォルダーを作成し、保管するものとする。

3 から 5 まで 略

(保存期間の起算)

第47条 文書の保存期間は、会計年度による文書**にあつては**完結した日の属する年度の翌年度4月1日から、暦年による文書**にあつては**完結した日の属する年の翌年1月1日から起算する。

(文書の引継ぎ)

第49条 文書責任者は、保管期間経過後引き続き保存する文書**(紙に記されたものに限る。)**については、文書主管課長が指定する日までに、個別フォルダーごと保存期間別に区分し、ファイル基準表の配列順に文書保存箱(以下「保存箱」という。)に収納するものとする。

2 及び 3 略

(保存文書の廃棄及び保存期間の延長)

第53条 略

2 及び 3 略

4 文書責任者は、保存期間が経過した文書のうち、歴史的文化的な価値があると判断したものについては、**市長事務局**文書主管課に引き継ぐものとする。

ムの例によりフォルダーを作成し、保管するものとする。

3 から 5 まで 略

(保存期間の起算)

第47条 文書の保存期間は、会計年度による文書**にあつては**完結した日の属する年度の翌年度4月1日から、暦年による文書**にあつては**完結した日の属する年の翌年1月1日から起算する。

(文書の引継ぎ)

第49条 文書責任者は、保管期間経過後引き続き保存する文書については、文書主管課長が指定する日までに、個別フォルダーごと保存期間別に区分し、ファイル基準表の配列順に文書保存箱(以下「保存箱」という。)に収納するものとする。

2 及び 3 略

(保存文書の廃棄及び保存期間の延長)

第53条 略

2 及び 3 略

4 文書責任者は、保存期間が経過した文書のうち、歴史的文化的な価値があると判断したものについては、文書主管課に引き継ぐものとする。

（文書の庁外持ち出し等）

第56条 **職員は**、文書を庁外に持ち出すときは、文書責任者の承認を受けなければならない。

2 職員は、前項の規定による承認を受けて文書を庁外に持ち出すときは、情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じないように当該文書を適正に管理しなければならない。文書を庁外で作成し、又は取得した場合も、同様とする。

別表第4（第38条関係）

共通文書分類基準

第1ガイド	第2ガイド	個別フォルダ	内容・取扱説明	保存期間
全庁共通 (白)	全庁共通 (白)	庁内通知の節から大規模震災初動体制別配置の節まで 略	略	略
		広聴カード		

（庁外持ち出しの許可）

第56条 文書を庁外に持ち出すときは、**あらかじめ文書主管課長又は**文書責任者の承認を受けなければならない。

別表第4（第38条関係）

共通文書分類基準

第1ガイド	第2ガイド	個別フォルダ	内容・取扱説明	保存期間
全庁共通 (白)	全庁共通 (白)	庁内通知の節から大規模震災初動体制別配置の節まで 略	略	略
		広聴カード、 市		

	生涯学習出前講座の節及び自動車運行日誌の節略	略	略
計画 (赤)	我孫子市第○次基本計画の節から我孫子市第○期実施計画の節まで略	略	略
	○○計画	その他全庁に関わる計画。	略
		改訂されたときは旧版を廃	

	<u>政へのメール</u>		
	生涯学習出前講座の節及び自動車運行日誌の節略	略	略
計画 (赤)	我孫子市第○次基本計画の節から我孫子市第○期実施計画の節まで略	略	略
	我孫子市地域防災計画・我孫子市水防計画	改訂されたときは旧版を廃棄。所在カードによる処理	略

		棄。所 在カー ドによ る処理 可	
文書 (青) の目か ら議会 (赤) の目ま で 略	略	略	略

		可	
	男女共 同参画 基本計 画		継 続
文書 (青) の目か ら議会 (赤) の目ま で 略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の一部を
改正する規則の制定について

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の一部を改正
する規則を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会の組織見直しに伴い、
我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の構成を改正するた
め提案するものです。

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の一部を
改正する規則

我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則（令和2年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学校給食に関し知見を有する者</p> <p>(2) 選定を行う学校の校長</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 学校教育課職員</p> <p>(6) 学校栄養士会代表</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学校給食に関し知見を有する者 <u>2人</u></p> <p>(2) 選定を行う学校の校長 <u>7人</u> <u>以内</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 学校教育課職員 <u>2人</u></p> <p>(6) 学校栄養士会代表 <u>1人</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会の委員である者については、同日をもって解嘱され、又は解任されたものとみなす。

議案第 3 号

我孫子市学校給食施設整備方針の策定について

我孫子市学校給食施設整備方針を別冊のとおり策定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

運営方式を含めた学校給食のあり方を検討するとともに、老朽化した給食施設を計画的に整備し、衛生管理の向上を図ることを目的として、我孫子市学校給食施設整備方針を策定するものです。

議案第 4 号

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

行政手続における押印の見直しに伴い、我孫子市地域交流教室使用申請書及び我孫子市地域交流教室使用票（学校控え）に学校長の同意欄における押印を求めることを不要とするため提案するものです。

議案第 5 号

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

行政手続における押印の見直しに伴い、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書に押印を求めることを不要とするため提案するものです。

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則（平成23年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱
について

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員を次のとお
り委嘱する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の一部委
員の任期途中の辞職に伴い、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者
選考委員会要綱第 4 条に基づき、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管
理者選考委員会委員を新たに委嘱するため、提案するものです。

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員候補者

委 嘱 期 間 令和3年4月1日から令和4年10月2日まで
(前任者の残任期間)

委嘱年月日 令和3年4月1日

委 嘱 人 数 1人

NO	選出区分	氏名	所属
1	第1号委員 (施設利用を代表する者)	中村 啓子	我孫子市なぎなた連盟

参考：委員名簿

我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員

NO	選出区分	氏名	所属
1	第1号委員 (施設利用を代表する者)	村上 寿恵	我孫子市サッカー協会
2	第1号委員 (施設利用を代表する者)	中村 啓子	我孫子市なぎなた連盟
3	第2号委員 (学識経験者)	増山 光洋	中央学院大学現代教養部 准教授
4	第2号委員 (学識経験者)	松本 祐介	川村学園女子大学教育学部 准教授
5	第3号委員 (市の職員)	根本 久美子	健康づくり支援課長
6	第3号委員 (市の職員)	藤田 航介	財政課主任

※任期は令和4年10月2日まで

議案第 7 号

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定
について

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のよ
うに制定する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

令和 3 年度から生涯学習センター駐車場の管理運営を民間事業者が行うこ
とに伴い、利用時間及び休場日を変更するため提案するものです。

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則（平成14年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 駐車場の利用時間は、入場した日の<u>午前6時から翌日の午前6時</u> <u>(ただし、入庫は午後9時30分)</u>までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休場日)</p> <p>第3条 駐車場の休場日は、<u>教育委員会が必要があると認める日とする。</u></p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 駐車場の利用時間は、入場した日の<u>午前8時30分から午後9時30分</u>までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休場日)</p> <p>第3条 駐車場の休場日は、<u>次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開場することができる。</u></p> <p>(1) <u>毎月最後の月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、前の週の月曜日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げる休場日のほか、教育委員会が必要があると認める日</u></p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 4 条第 9 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです。